

(あて先) 川口市長

令和 年 月 日

*住民基本台帳法の規定により、請求には本人確認が必要です。また、偽りその他の不正な手段によって住民票の写し等の交付を受けた場合は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。その他の注意事項は裏面に記載されています。

1. なにか必要ですか(必要なものを☑してください。) 住民票の写し 除票の写し 改製原住民票の写し 住民票記載事項証明書**2. どなたの証明書が何通必要ですか**

住所	川口市	個人のもの	通
氏名	フリカナ	世帯全員のもの	通
	(生年月日) 明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	(,)	のみ記載されたもの

3. 証明書に次の情報を記載しますか(いずれかに○)

第三者請求の場合、正当な理由がない限り記載できません。

(1)日本人住民のかたについて	
続柄及び世帯主 ※1	のせる・のせない
本籍及び筆頭者 ※2	のせる・のせない

*1 一つの世帯の中心となっているかたを世帯主といい、そのかたから見た他の世帯員との関係を続柄といいます。

*2 本籍とは戸籍を置いている地番をいい、筆頭者とはその戸籍の先頭に記されているかたのことをいいます。

*3 法第30条の45に規定する区分とは、「中长期在留者」「特別永住者」「一時庇護許可者」等の区分です。

(2)外国人住民のかたについて	
続柄及び世帯主 ※1	のせる・のせない
国籍又は地域	のせる・のせない
法第30条の45に規定する区分(外国人住民の区分) ※3	のせる・のせない
在留資格・在留カード等の番号 在留期間等・在留期間等満了日	のせる・のせない
通称の履歴(個人票のみ)	のせる・のせない

記載する場合にのみ「のせる」に○ (提出先から記載を求められている場合等の理由がない限りのせる必要はありません。)

(3) 個人番号(マイナンバー) ※4	のせる	(4) 住民票コード ※4	のせる
---------------------	-----	---------------	-----

*4 個人番号(マイナンバー)及び住民票コードは個人を識別する重要な個人情報です。

4. 窓口に来たかたはどなたですか

(1) 本人(上記2のかた)または本人と同世帯のかた (本人のときは右の「本人」に☑、同世帯のかたは氏名を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 本人 / 同世帯員(氏名) (印) ※自署であれば押印不要です
提出先等(任意記入)	<input type="checkbox"/> 免許用(住所変更・その他) <input type="checkbox"/> 年金用()年金 <input type="checkbox"/> 職場・学校 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 税申告 <input type="checkbox"/> 他()

(1)に該当しないかたの場合、本人の代理人であるときは委任状、第三者として申出を行うときは疎明資料の提示が必要です。

(2) そのかた(法人等を含む)	住所(法人請求の場合、事業所の所在地) 都・道 市・区 府・県 町・村	2. のかた(本人)との関係
	電話(自宅・携帯・事業所) ()	住所
	氏名(法人請求の場合、法人の名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、社印又は代表者印を押印)	氏名
	(印) (個人請求の場合) 自署であれば押印不要です	

*第三者申出のときは、申出に至る経緯や証明書の利用目的、提出先等について詳細に記述してください。

※以下職員記入欄

本人確認		権限確認		受付			
<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住B <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 手 <input type="checkbox"/> 他1号 <input type="checkbox"/> 聴 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 受 <input type="checkbox"/> 診 <input type="checkbox"/> 銀 <input type="checkbox"/> 学 <input type="checkbox"/> 他2号 <input type="checkbox"/> 確		<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 契約書等 <input type="checkbox"/> 資格証票(八業士) <input type="checkbox"/> 他の疎明資料		発行	照査	交付	手数料合計
備考	時刻 : 番号						円

住民票の写し等の請求に関する注意等

1. 請求理由の明示について（住民基本台帳法第12条の3）

平成20年5月1日から、本人（及び本人と同一世帯の方）以外の方が住民票の写し等を請求する場合には、正当な請求理由があり、かつそれを明らかにしていただくことが必要になりました。正当な請求理由とは、大きく次のとおりに分類されます。

(1) 自己の権利の行使、義務の履行のために必要とする場合 ⇒権利・義務の発生原因、内容及びその行使・履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を具体的に記入してください。
(2) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 ⇒証明書を提出する機関の名称及び提出を必要とする理由を具体的に記入してください。
(3) 住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合 ⇒住民票の記載事項を利用する目的、方法及び利用を必要とする理由を具体的に記入してください。

なお、請求書の記載内容から請求理由の詳細が明らかにならない場合には、疎明資料の提示を求めることがあります。

2. 本人確認について（住民基本台帳法第12条）

平成20年5月1日から、住民票の写し等の交付請求に際して、氏名や住所等が確認できる「本人確認書類」の提示が必要になりました。つきましては、本請求書を窓口に提出するとき、お手数ですが次の書類をご提示ください。

・官公署発行の顔写真付身分証（住民基本台帳カード、個人番号カード、運転免許証、障害者手帳、旅券、在留カード等）

※上記のものをお持ちでない方は、健康保険証や年金手帳といった書類を（できれば2点以上）ご提示ください。この場合、必要に応じて窓口で本人確認のための聴取を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

更に、代理人や使用者が請求に来られた場合、委任状等により代理権限が授与されているかについても確認させていただきます。

3. 本人への通知並びに情報開示について（川口市戸籍謄本等本人通知制度に関する要綱第7条・川口市個人情報保護条例第14条）

第三者が住民票の写し等を取得した場合、本人にその事実を通知することがあります。また、第三者に住民票の写し等を取得された本人が川口市に対して情報開示請求を行った場合、本請求書の一部が開示されることがありますのでご承知おきください。

4. 用語解説

住民票の写し	市区町村が管理する「住民票」に記録されている事項を記載した証明書です。
除票の写し	転出や死亡等により除かれた（抹消された）住民票を「除票」といいます。
改製原住民票の写し	記載欄がなくなった等の理由により改製された（新しく作り直され旧版となった）住民票を、「改製原住民票」といいます。
住民票記載事項証明書	住民票の記載のうち、請求者が必要とする最小限の事項を証明するものです。現況届（はがき）等に証明を行う場合もこれに該当します。
住民票コード	住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）上で個人を識別するための番号です。住民票を持つ住民全員に11桁の番号が割り当てられており、主に年金の手続で使用されることがあります。重要な個人情報ですので、特段の理由がある場合を除き、証明書に記載する必要はありません。
個人番号（マイナンバー）	社会保障や税、災害対策の分野で使用される、個人を識別するための番号です。住民票を持つ住民全員に12桁の番号が割り当てられており、上記の分野に関する手続で使用されることがあります。重要な個人情報ですので、特段の理由がある場合を除き、証明書に記載する必要はありません。